

ふれあいネットワーク荒牧町協議会会則 (改定案)

○印改定

第1条 (名称)

この会は、ふれあいネットワーク荒牧町協議会（以下「協議会」）という。

第2条 (目的)

この会は、ボランティア活動により、地域の親睦と支えあいの精神を高め、より「きめ細かな」明るく住み良い町づくりをすることを目的とする。

第3条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために、私生活の非公開性（プライバシー）を守り、次の事業を行う。

- (1) 弱い立場の人を支えあうこと。
- (2) 弱い立場にある人の相談にのること。
- (3) 近所付き合いをより密にすること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

第4条 (組織)

この会は、第2条の目的達成のため、町内各種団体役員等をもって組織する。

○第5条 (役員)

この会に、次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、会計 1名（副会長兼務）

組長 若干名、福祉委員 若干名、会計監査 3名

改定案

会長 1名、副会長 若干名、組長 若干名、福祉委員 若干名

第6条 (役員の職務)

会長は、本会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 組長は地区内の福祉委員及び他の組長と連絡を密にし、適切に事業の推進に努める。
- (5) 福祉委員は地区内の弱い立場にある人の状況把握に努め、組長と相談し、適切な処置を行う。

○第7条 (会議)

この会の会議は、総会及び連絡会議とする。

- (1) 総会は年度初めに開催し、事業計画等を審議する。
- (2) 連絡会議は事業の円滑な推進のために、会長が必要により召集する。

改定案

この会の会議は、総会及び連絡会議とする。

総会及び連絡会議は、会長が必要により召集する。

第8条 (事務局)

この会の事務局は、荒牧町自治会におく。

○第9条 (会計及び会計年度)

この会の経費は、補助金及び寄付金でまかない、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

改定案

(経費)

この会の経費は荒牧町自治会一般会計「地区活動費」を充てる

(附則)

この会は、平成6年6月1日より実施する。

平成29年 12月 22日 会則一部改定 (第5条、第7条、第9条)

(更正案) 第2条

荒牧町青少年健全育成会会則 ~~(改正案)~~

○印改正

(名称及び事務所)

(第1条) 本会は、荒牧町青少年健全育成会と称し、事務所を自治会に置く。

(会員)

(第2条) 本会は、この会の趣旨に賛同し入会するものを持って会員とするが、荒牧町全戸の入会を原則とする。

(目的)

(第3条) 本会は、荒牧町町内の青少年の健全なる育成を図ることをもって目的とする。

(事業)

(第4条) 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、 青少年健全育成に関する指導援助と推進
- 2、 非行少年更生補導
- 3、 家庭及び環境の浄化運動
- 4、 子供会の育成
- 5、 座談会、講演会、研修会
- 6、 趣旨を同じくする機関との連絡協調
- 7、 その他必要と認める事項

(組織)

(第5条) 本会は、次の団体を網羅した荒牧町全町民を持って組織する。

自治会3役及び地区代表、青少年育成推進員、子供会育成会、小中PTA、保健推進員、民生委員、体協荒牧支部、防犯委員、農協支部、商工親睦会、女性消防、生活安全推進員、組長

(役員)

○(第6条) 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|-----------|--------------|-------------|
| 1、 支部長 1名 | 2、 副支部長 若干名 | 3、 常任理事 若干名 |
| 4、 理事 若干名 | 5、 書記、会計、各1名 | 6、 監事 3名 |

役員任期は1ヵ年とし、自治会長を支部長とする。その他の役員は、上記団体役員を支部長が推薦し、総会において承認を求める。但し、再選を妨げない。

補欠により就任した役員は、前任者の残留期間とする。

改正案

上記条文内の 会計、監事を削除する

(役員の職務)

- (第7条) 支部長は本会を統括する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代理する。常任理事は本会の事業を推進実践にあたる。理事は本会の重要事項を審議する。書記は本会の記録を司り、会計は会の経理にあたる。監事は会計を監査する。

改正案

上記条文内の「会計は・・・」以降を削除する。

(相談役)

- (第8条) 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の決議を経て、支部長が委嘱する。

(会議)

- (第9条) 本会の会議は、総会及び役員会(理事会、常任理事会)とする。

総会は最高の決議機関であつて、理事会はこれに代えることができる。総会は定例会を年度始に、その他必要に応じて開催する。役員会及びその他の会議は随時開催する。

改正案

上記条文内「総会は定例会を・・・」以降削除する。

「総会及び役員会は、会長が必要により召集する」を加える

(子供会)

- (第10条) 本会は町内の子供会の育成について具体的方策を講ずる。

(会計)

- (第11条) 本会に必要な経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。会費は年額、会員1世帯100円と定める。会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

改正案

この会の経費は荒牧町自治会一般会計「事業費」充てる。

(附則)

- (第12条) 本条の会則のほか、運営上必要な事項については、別に定めることができる。但し、その場合、支部長は役員会の承認を得なければならない。

- 2、 本会運営に必要な事項は役員会で細則を定める。
- 3、 この会は、昭和43年8月1日より実施する。
- 4、 平成23年5月28日 一部改定(第5条)
- 5、 平成29年12月22日 一部改正(第6条、第7条、第9条、第11条)

前橋市荒牧町公民館規則 ~~(改正案)~~ (新編の員分)

第14条 公民館運営委員会細則

- 1、この会則は荒牧町公民館の運営委員会において定める。
- 2、運営委員会は運営委員長の諮問に応じ、公民館における各種の行事、会議の企画実施について調整審議するものとし、この規則の定めるところにより運営する。
- 3、運営委員会は、自治会正副会長、地区代表、組長、長寿会、子供会育成会、体協支部、農協支部、商工親睦会、区画整理協議会、消防団、神社運営委員会、生涯学習奨励員、民生児童委員、保健推進員、青少年育成推進員、防犯委員、生活安全推進員、女性消防等の代表者、その他運営委員長が必要と認めたものをもって構成する。
- 4、委員の任期は1ヵ年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、運営委員長が必要と認めたときはこの限りではない。
- 5、運営委員長は会務を総理する。副委員長は運営委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- 6、公民館使用料等の収入は自治会の一般会計に組み入れ、公民館の運営は自治会の一般会計内でまかなうものとする。
- 7、会議は運営委員長がこれを召集する。
会議は委員の半分以上の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。
- 8、公民館建設委員会が解散するにつき、公民館修理費等の積立金ならびにその他資金全部を運営委員長が引き継ぎ、副委員長（前年度自治会長）が資産管理責任者としてこの資金の管理、保管にあたる。また、監査を地区代表の中から3名があたるとこととする。

改正案

公民館修理費等の積立金ならびにその他資金全部を公民館運営委員長が引き継ぎ、管理保管にあたる。また、会計監査は自治会一般会計の監査と同時に行う。

(新訂の員数)

荒牧町自主防災会規約 ~~(改正案)~~

○印改正

(名称)

第1条 この会は、荒牧町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所は、荒牧町公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達並びに初期消火、救出・救護避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

○ 第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 5名

2 会長は、荒牧町自治会長をもって充てる。

3 副会長、幹事、会計及び監査は、会長が任命する。

4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任任期とする。

改正案

上記条文（4）、（5）、3「会計及び監査は」を削除する。

(役員の任務)

○第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害及び地震等の発生時における
応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行
する。

3 幹事は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、本会の会計を処理する。

5 監査は、本会の会計を監査する。

改正案

上記条文 4、5、を削除する

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

○第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に

開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

4 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

改正案

上記条文に「原則として」を加える。

総会は原則として、毎年1回開催する。ただし・・・

3 (3) 全文削除する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事

(3) その他幹事会がとくに必要と認めた事項

(会費)

○第10条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

改正案

上記条文を全文削除する。

(経費)

○第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

改正案

本会の運営に要する経費は荒牧町自治会一般会計「事業費」を充てる。

(会計年度)

○第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

改正案

上記条文を全文削除する

(会計監査)

○第13条 会計監査は、毎年1回監査が行う。

改正案

上記条文を全文削除する。

附則

この規約は、平成17年 5月27日から施行する。

平成29年 12月22日 規約改正

(第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条)

荒牧町老人福祉推進協議会会則 ~~(改正案)~~

○印改正

改正案

「老人」の表記を「高齢者」とする
荒牧町高齢者福祉推進協議会会則と替え、
条文内の「老人」を「高齢者」と替える

(名称)

第1条 本会は荒牧町老人福祉推進協議会という。

(目的)

第2条 本会は荒牧町の全ての住民が、こぞって老人のための明るい町をつくるために、お互いに社会共同の責任の中で連帯意識を持ちながら、心と心のふれあいに意を注ぎ、積極的な参加と協力のもとに、老人のための各種事業を総合的に行うことによって

- (1) 老人をいたわり大切にし
- (2) 老人の能力を生かし、生きがいを高め
- (3) 老人の孤独をなくし、町民との交流を深め、そして明るい老後生活を送ることができる町づくりを行い、もって老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康管理の指導推進
- (2) 一人暮らし、寝たきり老人に対する友愛訪問
- (3) 働く生きがい、知識、経験を生かすための機会の推進
- (4) 老人と子供、青年、婦人などと交流を深めるための機会の推進
- (5) スポーツ、趣味、レクリエーションの開催
- (6) その他老人のための明るい町づくりに必要な事業

(組織)

第4条 本会は自治会、長寿会、体協、子供育成会等の各種地域団体及び民生委員によって組織する。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、自治会事務所におく。

(役員)

○第6条 本会に次の役員をおく。

- | | | | | | |
|--------|----|---------|----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 4名 | (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 書記 | 3名 | (5) 会計 | 1名 | (6) 監査 | 若干名 |

改正案

- (5) 会計、(6) 監査を削除する

(役員を選出)

○第7条 役員は第4条に定める組織団体の代表者及び民生委員をもってあてる。

- (2) 会長及び副会長は役員会において互選する。

改正案

- (2) 全文削除し

「会長は荒牧町自治会長をもって充てる」と替える

(役員の職務)

○第8条 会長は本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

(3) 理事は会務を執行する。

(4) 書記は本会の庶務を執行する。

(5) 会計は本会の会計を執行する。

(6) 監査は本会の会計を監査する。

改正案

(5) (6) を削除する

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任任期とする。

(3) 役員は任期終了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。

(2) 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

(3) 顧問は会務につき会長の諮問に応える。

(役員会議)

第11条 本会の役員会議は会長が召集し、その議長となる。

(2) 役員が必要と認めたときは、会長と協議のうえ、役員会議を開くことができる。

(経費)

○第12条 本会の経費は市補助金、自治会その他各種団体からの支出金、篤志寄付及びその他の収入をもってあてる。

改正案

本会の経費は荒牧町自治会一般会計「事業費」を充てる。

(会計年度)

○第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

改正案

上記条文を削除する

(会則の変更)

○第14条 本会の会則は役員の過半数の賛成がなければ変更することができない。

改正案

第13条

(附則)

この会は昭和53年4月25日から施行する。

平成3年 5月10日一部改正 (第5条)

平成29年12月22日一部改正

条文内「老人」の表記を「高齢者」とする

第6条、第7条、第8条、第12条、第13条、第14条

荒牧町生涯学習推進委員会会則 （改正案）

○印改正

（目的）

第1条 この委員会は、荒牧町における住民の生涯学習の奨励推進するため、自治会内組織として設置する。

（組織）

第2条 この委員会は、荒牧町自治会役員、地区代表、各種団体代表、生涯学習奨励員及び、主として公民館を拠点にし、生涯学習にかかわる活動を行うグループの代表者をもって組織する。

（活動）

第3条 この委員会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、自治会と連携し、町内の生涯学習に関する活動を行うこと。
- 2、住民の各種学習活動への意欲を高め、新たな機会を組織し、その活動を援助すること。
- 3、すでに行われている各種団体、グループ活動相互の連携・交流と、その活動と連絡・調整を図ること。
- 4、各種団体、グループの活動の奨励、指導者の発掘と活動に努めること。
- 5、その他、生涯学習に関する情報の提供や、必要な条件を整えること。

（役員）

○第4条 この委員会に次の役員をおく。

- | | | |
|--------|-----|--------------------------------------|
| 1、委員長 | 1名 | 自治会長をあてる。 |
| 2、副委員長 | 若干名 | 自治会副会長、長寿会長、民生委員代表をあてる |
| 3、理事 | 若干名 | 自治会地区代表及び生涯学習にかかわる各種団体、グループの代表者をあてる。 |
| 4、事務局長 | 1名 | 生涯学習奨励員をあてる。 |
| 5、会計 | 1名 | 事務局長をあてる。 |
| 6、会計監査 | 3名 | 地区代表等をあてる。 |

改正案

上記条文 5、会計、6、会計監査の項目を削除する。

（会議）

第5条 この委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

（任期）

第6条 この委員会役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠の役員の場合は残任期間とする。

（経費）

○第7条 この委員会の経費は、自治会よりの補助金等による。

改正案

この委員会の経費は、荒牧町自治会一般会計「助成金」を充てる。

（附則）

- 1、この会則は、平成5年5月8日より施行する。
- 2、会則改正 平成6年5月9日
- 3、会則改正 平成29年12月22日（第4条、第7条）